

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社秋山工務店	茨城県水戸市堀町1108-8

2. 指名停止措置期間 令和7年3月31日から令和7年4月30日まで（1か月間）

3. 指名停止措置の適用範囲 大子町が発注する工事業務等

4. 事実概要

（株）秋山工務店は、県央農林事務所発注の畑地帯総合整備事業柳河地区道路付帯工事（水戸市柳河町）において、令和7年2月6日、バックホウを用いて傾斜地での作業を行うときに、使用する車両系建設機械の安定度、登坂能力等を踏まえた作業について計画を定めていなかったなど、不適切な安全管理の措置により、作業員が重傷を負う事故を生じさせた。

5. 指名停止理由

工事関係者に重傷者を生じさせたことは、大子町建設工事等請負業者指名停止等措置要綱の別表第1第7号ウに該当するため。

<「指名停止等措置要綱」別表第1第7号ウ>

措置要件	期 間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） （7）建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 ウ 工事関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者を生じさせたとき。	認定をした日から 1か月以上2か月以内

問合せ先 大子町役場財政課契約管財担当 大子町大字北田気662 電話0295-72-1119